

住民票の写し等の交付に係る本人通知制度について

1 本人通知制度の目的

住民票の写しや戸籍謄抄本等の不正取得に対応するため、事前に登録をした者に対し、その交付の事実を通知する制度を定めることにより、不正請求及び不正取得による個人の権利の侵害の防止を図ることを目的とする。

2 通知対象となる証明書等

[住基関係]

住民票の写し、住民票の記載事項証明書、戸籍の附票の写し、
消除された住民票の写し、消除された戸籍の附票の写し

[戸籍関係]

戸籍謄抄本、戸籍の記載事項証明書、除籍謄抄本、除籍の記載事項証明書、
磁気ディスクの戸籍又は除籍の全部若しくは一部を証明した書面

3 登録できる者

住民基本台帳又は戸籍の附票に記録されている者（消除された住民票又は除かれた戸籍の附票に記録されている者を含む）又は本市が編製した戸籍に記載されている者（保存している除かれた戸籍に記載されている者を含む）が登録可能。ただし、国内に住所を有しない者は登録の対象としない。

4 登録

(1) 登録期間

登録期間については基本的に無期限とする。ただし、除籍謄抄本、除籍の記載事項証明書、磁気ディスクの除籍の全部若しくは一部を証明した書面については、登録者名簿に登録した日の翌日から起算して5年（消除された住民票の写しと同一）とする。

(2) 登録方法

登録申請については、住民登録地（又は本籍地）の区役所住民情報事務所管課（又は区役所出張所）において受け付ける。また、代理人（法定代理人又は任意代理人）による申請と、郵送等による申請が可能である。

申請に基づき登録を行った際に、申請を受け付けた区以外に登録を実施する必要がある区（本籍地の区等）がある場合は、申請を受け付けた区は登録を実施する必要がある区に対し登録した事項を通知する。

5 通知する内容

「住民票の写し等の交付年月日」、「交付した住民票の写し等の種別」、「交付した住民票の写し等の通数」、「交付申請者の種別（第三者・代理人・職務上請求）」

なお、通知は郵送事務処理センターから一括して行う。